

図 b-11 解剖（司法・行政・新法・第三者機関による解剖）実施時の
情報提供と費用負担からみた件数

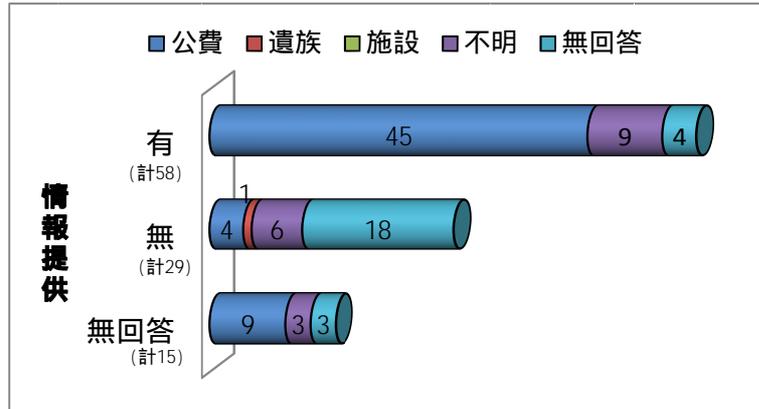


図 b-12 その他検査実施時の情報提供と費用負担からみた件数

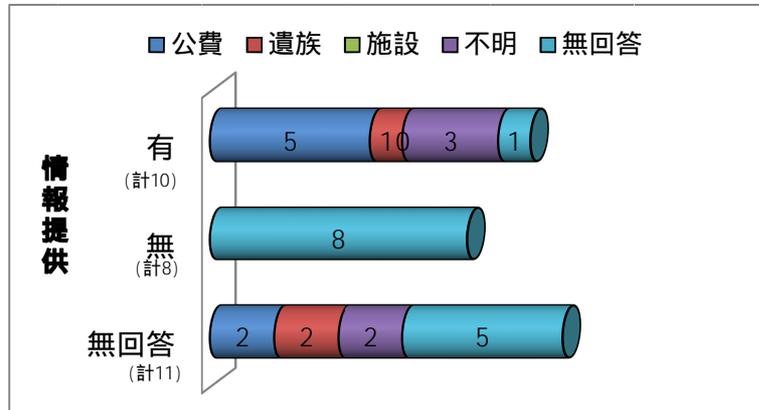
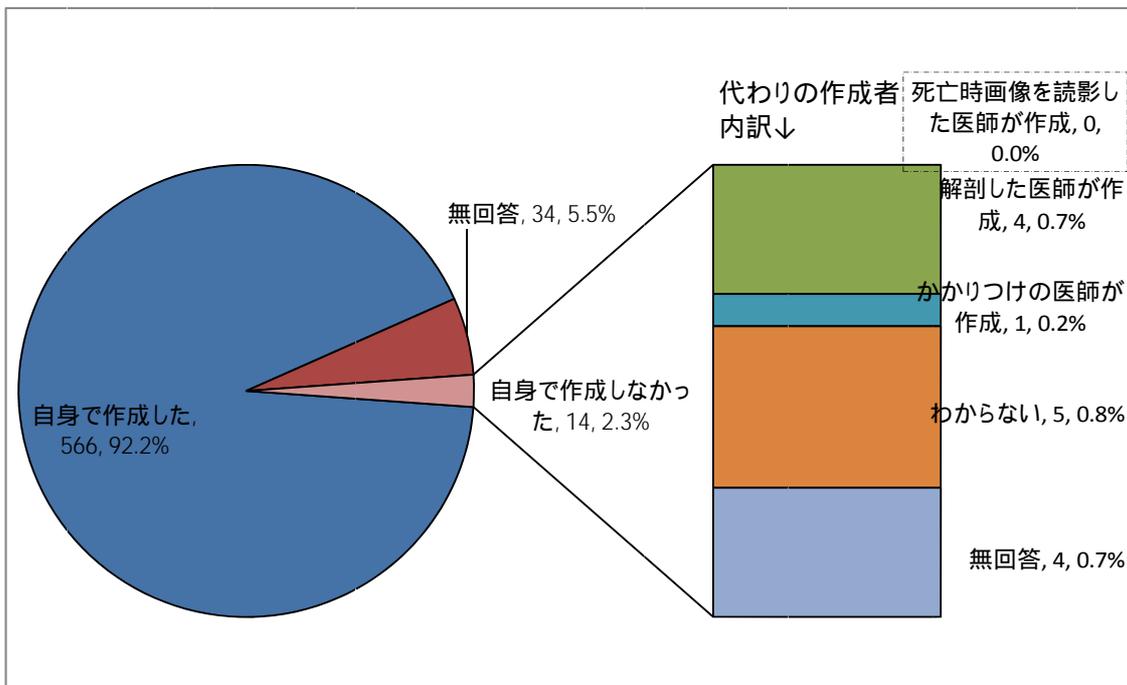


図 b-13 死体検案書の作成における人数と割合



c. 回答者が主に従事している施設、地域の実情について

3番目の質問群では、回答者が所属する施設や、地域において、検案書の発行や付随する検査の実施料金の実額などの実態について尋ねる質問で、調査結果は、図c-1～c-9に示すとおりである。

まず、回答者が所属する施設で、平日の日中に死体検案をおこなった場合の標準的な報酬額についての質問(図c-1)では、最も多い回答が20,001円～30,000円で全体の26.2%であった。次いで10,001円～20,000円の22.0%で、これらを併せてほぼ全体の半数に上った。また、5万円を超えるとの回答も23名(3.7%)あった。

これを所属施設の類型との相関で見ると、図c-2、c-3(施設類型ごとに全数を100とした場合の、報酬額別の比率)に示したとおり、病院では10,001円以上20,000円以下との回答が最も多く(101件中23件)、診療所では20,001円以上3万円以下とする回答が多い(有床診療所が76件中18件、無床診療所が404件中119件)結果となった。

次に死体検案にかかる報酬額をどのように決定したかについて尋ねる質問(複数回答可)(図c-4)に対しては、「近隣他施設の状況を参考とする」との回答が253名にのぼり、国(独立行政法人を含む)、医療法人、個人の施設で多く見られる傾向があった。次いで「検査実費や人件費等を積算して決定した」との回答が149件、公立病院

等においては「条例等で決められている」との回答が16件あった。また「その他」として具体的にあった回答の中では、診療報酬点数表を参考にした(47件)、慣例や前任者等からの引き継ぎ(36件)、医師会、警察医会等の申し合わせや情報を参考とした(48件)、警察からの支給や提示金額(10件)、都道府県、市区町村での取り決め(7件)などの回答が見られた(巻末資料1参照)。

さらに、死体検案の過程で実施される機会が多い、「簡易キットによる薬毒物検査」「死亡時画像診断」「解剖」について、回答者の施設で実施することがあるか、実施している場合にはその料金についても回答を求めた。

まず、簡易キットによる薬毒物検査については、全体(614名)のうち、28名が自施設で実施しているとの回答であり、54名は他施設に依頼して実施しているとの回答であった。ただし、この質問では無回答が151名であったが、その中には「警察で実施」といったコメントを付したものも多く見受けられ、実際にはより多くの割合で薬毒物検査が実施されていると見るべきである(図c-5)。さらに自施設で検査を行う料金(図c-6)については、2千円以下、4千円以下、6千円以下、6千円超の回答がそれぞれ2名ずつであり、0円との回答が17名であった。もともと簡易キットによる薬毒物検査はコストの低い検査であるが、施設による料金の差が著しい結果となった。また0円の回答には、警察で実施している場合が多く含まれているものと

図 c-1 死体検案にかかる標準的報酬額（税込）からみた件数と割合

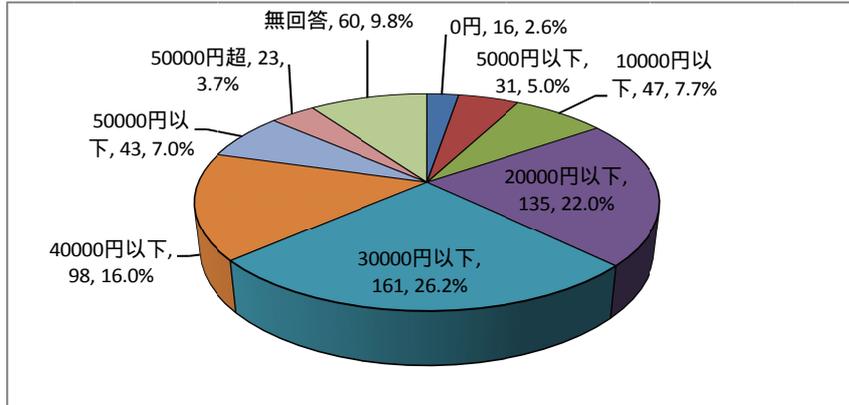


図 c-2 死体検案にかかる標準的報酬額からみた施設類型別件数

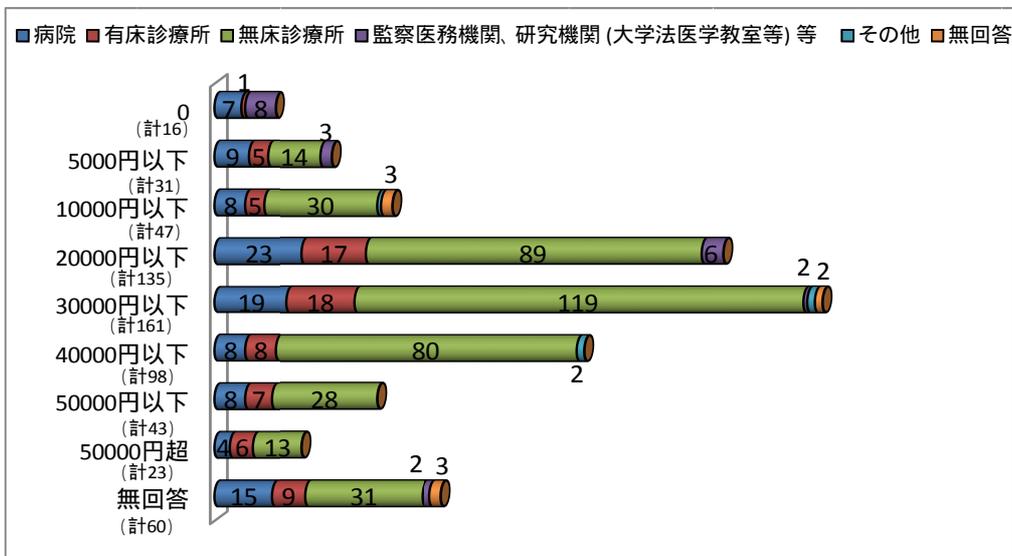


図 c-3 死体検案にかかる標準的報酬額からみた施設類型別割合（各施設全数を 100 とした場合）

